

配偶者

◎必須書類（認定中の被扶養者は全員提出）

1. 被扶養者申告書
2. 現況報告書

上記2点に下記該当添付書類を揃えて、ご提出ください。

*（写）となっているものは原本のコピー（写真不可）その他は原本

状況	添付書類	注意事項
昨年・今年ともに収入なし	平成30年度（29年分）所得証明書★	課税・非課税証明書は「全項目証明」のものの課税額のみは不可
昨年は収入あり 現在は収入なし（1）	退職後に認定の場合→雇用保険離職票（写） ※認定時に提出している場合は省略可 雇用保険受給申請中の場合→雇用保険受給資格者証（写）	現況報告書「特記事項」に退職日を記載
昨年は収入ありで 現在は収入なし（2） ※扶養の条件範囲内の収入があったが、現在は無の場合	・平成30年度（29年分）所得証明書★ ・雇用証明書（様式Ⅰ）※ダウンロード※1 ・雇用保険離職票（写） ・雇用保険受給資格者証（写） （※雇用保険受給申請中の場合）	→「全項目証明」のもの →退職日までの証明 退職日を事業主が記載の場合は離職票（写）省略可

状況	添付書類	注意事項
現在収入あり （H30.9 現在、恒常的な収入がある）	給与収入	・雇用証明書（様式Ⅰ）※ダウンロード※1
	年金収入	・平成30年度（29年分）所得証明書★ ・最新の年金振込通知書（写）※2 ※H30年1月以降の「年金改定通知書（写）」でも代用可
	事業所得・不動産所得等	・平成29年分確定申告書（写）及び収支内訳書（写）※青色申告の場合は青色申告決算書（写） ・平成30年度（29年分）所得証明書★
	株式譲渡収入	・平成29年分確定申告書（写）及び収支内訳書（写）※3 ・平成30年度（29年分）所得証明書★
上記項目 ＋ 該当者	学 生 予備校生	・在学証明書（H30.4月以降の発行） ※海外留学の場合は和訳を添付
	心身障害者等	・障害者手帳（写）または医者診断書を提出

【注意点・補足】

- ★所得証明書等は H30.1.1 に住民票のあった市区町村窓口で取得して下さい。
- ★所得証明書等は「市民税・県民税課税証明書」や「所得・課税証明書」「課税・非課税証明書」など市町村によって呼び方が異なります。（取得の際に使用目的をお伝え下さい。）
- ★非課税証明書は「課税されていない」旨の記載のみでは不可となりますのでご注意ください。
- ★証明書の取得に本人（18歳以上）以外が行く場合、委任状が必要です。
- ★平成 30 年 7 月以降に認定され、申告時に「平成 30 年度非課税証明書」等を提出している場合は省略可。（「現況報告書・特記事項」欄にその旨を記載）

- 【※1】 「給与の源泉徴収票」は代用不可。「給与明細（写）」は原則代用不可
- 【※2】 複数の年金を受給している場合は全てについて提出が必要（個人年金含む）
- 【※3】 特定口座を保有し、確定申告が免除の場合は「平成 29 年分年間取引報告書」を提出
- 【※4】 平成 30 年 4 月以降に扶養認定され、申告時に提出している場合は省略可
（※「現況報告書・特記事項」欄にその旨を記載）